

資料15 府内のごみ焼却施設（市町村設置）の排ガス中ダイオキシン類濃度

自治体名	施設名	炉番号	炉規模 (t/日)	排ガス中 ダイオキシン類 濃度 (最新報告値) (ng-TEQ/m ³)	基準		
					ガイド ライン (ng-TEQ/m ³)	法定基準 (ng-TEQ/m ³)	
京 都 市	東北部クリーンセンター	1	350	0.00092	0.1	0.1	
		2	350	0.0016	0.1	0.1	
	南部クリーンセンター 第一工場	1	300	0.014	1	1	
		2	300	0.0073	1	1	
	南部クリーンセンター 第二工場	1	200	0.51	1	1	
		2	200	0.27	1	1	
		3	200	0.12	1	1	
	東部クリーンセンター	1	200	0.00026	1	1	
		2	200	0.00073	1	1	
3		200	0.0010	1	1		
福 知 山 市	ごみ焼却施設	1	75	0.00025	0.1	1	
		2	75	0.000053	0.1	1	
舞 鶴 市	清掃事務所第1工場	1	40	0.034	5	5	
		2	40	(共通煙道)			
	清掃事務所第2工場	1	15	0.024	5	10	
		2	15	(共通煙道)			
綾 部 市	クリーンセンター	1	25	0.39	0.1	5	
宮 津 市	清 掃 工 場	1	37.5	0.00040	1	10	
		2	37.5	0.00096	1	10	
亀 岡 市	桜塚クリーンセンター	1	40	0.00039	5	5	
		2	40	0.00011	5	5	
		3	40	0.04	5	5	
京 田 辺 市	環境衛生センター 甘南備園	1	40	0.20	5	5	
		2	40	0.16	5	5	
京 丹 後 市	クリーンセンター	1	24	0	1	10	
		2	21	0	0.1	5	
		3	21	0	0.1	5	
乙訓環境衛生組合	150t/日ごみ処理施設	1	75	0.018	0.5	5	
		2	75	0.0058	0.5	5	
城南衛生管理組合	長谷山清掃工場	1	75	0.000005	0.1	1	
		折居清掃工場	1	200	0.0011	1	1
			2	115	0.039	1	1
相 楽 郡 西 部 塵埃処理組合	打越台環境センター	1	115	0.023	1	1	
		2	115	0.023	1	1	
相 楽 郡 西 部 塵埃処理組合	打越台環境センター	1	30	0.0026	5	10	
		2	30	0.00058	5	10	
相 楽 東 部 じんかい処理組合	相 楽 東 部 クリーンセンター	1	10	0.012	5	10	
		2	10	0.031	5	10	

18年3月末までの測定値です。

ガイドラインは、厚生省ガイドラインに基づく行政指導基準として、14年12月を目途に適合させるよう指導していた基準であり、法定基準は廃棄物処理法に基づき14年12月から適用されている基準です。